

平成26年3月13日

会 員 各 位

公益社団法人宮城県トラック協会

会 長 須 藤 弘 三

(会長印省略)

エコタイヤの導入に対する補助について（お知らせ）

時下、ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

平素は、当協会の業務運営に、格別のご理解、ご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、国土交通省では、燃料費高騰対策として、平成25年度補正予算で、エコタイヤの導入に対する補助を行うことになりました（トラック協会も協調補助します。）。

この補助金の執行団体は、全日本トラック協会で、補助金申請の窓口は、本社の所在地がある各都道府県のトラック協会です。

補助金の概要は、下記のとおりですが、補助対象内容や申請方法等の詳細につきましては、全日本トラック協会のホームページ（<http://www.jta.or.jp>）に掲載されておりますので、ご覧ください。

記

1 補助対象事業者

申請時点において、保有車両台数が5両以上30両以下の運送事業者

2 補助対象

以下の①～③の全ての要件を満たすエコタイヤが補助対象になります。

- ① 平成25年12月12日から平成26年3月25日まで（申請受付日が延長された場合は、その最終日とし、最長3月31日まで）に導入されたものであること。
- ② 全日本トラック協会が定めるものであること。
- ③ 車両総重量12トン超の事業用トラック（新車を除く）の全てのタイヤに導入されたものであること。

3 補助額等（トラック協会の協調補助を含む）

- | | | | |
|------------|--------------------|----------|-------------|
| (1) 補助率 | 導入費用（工賃等を除く）の1/2以内 | ※ 国（1/4） | トラック協会（1/4） |
| (2) 補助額 | 1台当たり 18万円（上限額） | ※ 国（9万円） | トラック協会（9万円） |
| (3) 補助上限台数 | 1事業者当たり 3台まで | | |

（注）申請額が予算額をオーバーした場合は、補助台数が1台又は2台になることもあります。

4 補助申請の受付期間

平成26年3月24日(月)及び3月25日(火)に、宮城県トラック協会(仙台市若林区卸町)で受け付けます(本社が宮城県にある事業者です)。受付時間は、9時から17時までです。

上記2日間で予算額に達しないときは、受付期間を延長します(最大3月31日までです)。

5 申請書類

- (1) 交付申請書兼実績報告書(様式第1)及び別紙(様式第1の2)
- (2) 振込先調書
- (3) エコタイヤの販売証明書

(注) (1)~(3)の様式は、全日本トラック協会のホームページからプリントアウトしてください。

- (4) 導入したエコタイヤの商品名、型番、サイズ等を証する書類の写し(見積書、納品書等)
- (5) 請求書の写し
- (6) 支払を証する書類(領収書等)の写し
- (7) 自動車検査証の写し
- (8) Gマーク認定を受けている場合は、安全性評価事業制度(Gマーク)認定証の写し
- (9) Gマーク認定を受けている場合は、以下の①及び②による一般貨物自動車運送事業事業報告書等の写し(申請日以前過去1年以内に運輸支局等へ提出されたもの)
 - ① 一般貨物自動車運送事業事業報告書のうち、運輸支局等の受付日が確認できるもの
 - ② 一般貨物自動車運送事業損益明細書(貨物自動車運送事業報告規則又は貨物利用運送事業報告規則第2号様式)

6 交付決定等

申請額が予算額を超過した場合は、Gマーク事業所を有する申請者が優先されますので、御了承願います。

7 その他

- (1) エコタイヤの納品は、平成26年3月25日まで(受付期間が延長された場合は、その最終日とし、最長3月31日まで)に完了していなければなりません。
- (2) エコタイヤの支払いは、平成26年3月31日までに完了していなければなりません。
- (3) 新車にエコタイヤを装着した場合は、補助対象になりません。

(担当) 交付金課 武者

022-238-2721